

議事要旨(6) 後発事象に関する会計基準の検討について

冒頭、都常勤委員より、後発事象に関する会計基準の検討について、これまでの経緯と論点の概要の説明がなされた。引き続き、神谷専門研究員より、説明資料〔審議事項(6)-2〕に基づき、ディスカッションポイントを中心に、後発事象に関する我が国における現行の取扱いとIFRSとの比較、及び主要論点について説明がなされた。

説明に対する委員からの主な質問や意見と、それらに対する事務局からの説明は次のとおりである。

- ある委員より、有価証券報告書の公表承認日、監査報告書日、経営者確認書日及び有価証券報告書の提出日の関係についての事務局の見解について質問がなされた。これに対し、事務局より、公表承認日以降に監査報告書日となる旨、監査報告書日と経営者確認書日は同一である旨、公表承認日と有価証券報告書の提出日が大きくずれることは実務上それほどないのではないかと考えられる旨の説明がなされた。
- また、ある委員より、会社法計算書類の公表承認日については、企業の承認プロセス、法制度、監査可能性を十分に検討した上で決めるべきであるとの意見があった。また、同委員より、会社法計算書類の公表承認日以後有価証券報告書に含まれる財務諸表の公表承認日までに発生した後発事象の取り扱いについては、現行の実務を変えるかどうかの検討になるが、理論上は修正すべきではあるものの、実務に与える影響と比較考量した上で決めるべきであるとの意見があった。

以 上